

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK1	事業契約書(案)	2	第6条	4		(費用負担及び本事業の資金調達)	事業者が行う国庫補助申請及び起債に伴う図書、資料等の作成は要求水準書の国庫補助金等申請業務で規定されている設計・建設に関連する資料との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
JK2	事業契約書(案)	2	第7条	4		(交代請求)	「かかる第三者が・・・理由を付記していつでもその交替を請求することができる」とありますが、市の一方的な交替請求ではなく、合理的期間を定め、交替理由等を確認するための協議の機会は設けていただけるとの理解でよろしいでしょうか 第7条の5項の交替請求についても同様の理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。協議において双方合意のうえでの交替が基本となります。
JK3	事業契約書(案)	2	第7条	第4項		事業者	貴市に事前に承認を得たうえで第三者への委託をしていますので、貴市が交替を請求する前に事業者と協議をすることとしていただけませんか	JK2の回答をご参照ください。
JK4	事業契約書(案)	2	第7条	5		(SPC統括責任者)	SPC統括責任者は本施設に常駐する必要はないとの理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
JK5	事業契約書(案)	2	第7条	第5項		事業者	貴市がSPC総括責任者の交替を請求する前に、事業者と協議をすることとしていただけませんか	協議の機会は設けます。
JK6	事業契約書(案)	2	第8条			(運営協議会)	運営協議会開催にあたって事業者がすべき業務について具体的にご教示願います。また、共通の費用が生じた際の分担方法についてのお考えをお示し下さい。	具体的事項は、本事業の事業契約締結後に定めることとなります。
JK7	事業契約書(案)	2	第8条			(運営協議会)	運営協議会において、貴市が想定している協議対象となる具体的事項をご教示願います。 貴市の出席予定者もあわせてご教示願います。	協議事項は、事業契約の重大な変更に係る事項、建設における工期・工程の変更に関する事項、モニタリングに係る市の判断に関する事項、支払いに関する事項等を想定していますが、具体的事項は、市と事業者の双方合意のうえ本事業の事業契約締結後に定めることとなります。 なお、市の出席予定者については市で判断します。
JK8	事業契約書(案)	2	第8条			(運営協議会)	運営協議会の他に貴市が想定している会議体がございましたらご教示願います。	現時点では想定していません。
JK9	事業契約書(案)	3	第9条	第2項		本土地の使用	土地無償貸付契約の締結時期いつになりますでしょうか。事業契約と同時にでしょうか	仮契約締結から本契約成立までの間に締結する予定です。
JK10	事業契約書(案)	3	第9条	3		(本土地の使用)	建物引渡し後の本土地の管理は貴市との理解でよろしいでしょうか	本土地のうち、PFI事業区域については、準備行為として事業者にてお願いします。また、PFI事業区域意外については、市の管理になります。
JK11	事業契約書(案)	3	第9条			(本土地の使用)	土地無償貸付契約締結の時期はいつ頃を想定されているかご教示願います。	JK9の回答をご参照ください。
JK12	事業契約書(案)	3	第10条	5		(許認可、届出等)	市の責めに帰すべき事由による場合の市が負担する増加費用には、当該事象により発生する金融費用を含むものと考えて宜しいでしょうか(以下の条文における「市の責めに帰すべき事由による場合に市が負担する増加費用」においても同様に考えて宜しいでしょうか)	ご理解のとおりですが、合理的な範囲の金融費用に限られます。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK13	事業契約書(案)	3	第11条	1		(本施設等の設計)	定期的に市と打合せとありますが、どの程度の頻度をお考えでしょうか(1回/月程度等)。	円滑に事業を遂行するためには、2回/月程度必要ではないかと想定します。 その他、必要に応じて設定します。
JK14	事業契約書(案)	3	第11条	2			「是正箇所がある場合には是正要求を含む」とありますが、貴市のご要望を受けて設計変更を行い、増加費用が発生した場合、当該費用は貴市にて負担していただけたとの理解で宜しいでしょうか。 又、11条第3項も同様の理解で宜しいでしょうか。	本事業関連書類に定められた内容を越えた要求の場合のご理解のとおりです。
JK15	事業契約書(案)	3	第11条	2		(本施設等の設計)	市による定期的な確認を受けるとありますが、前項で規定されている定期的な打合せの機会にて、設計スケジュール工程の進捗状況の確認を受けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK16	事業契約書(案)	3	第11条	第2項		本施設等の設計	事業者が基本設計図書を貴市に提出後、貴市の確認結果をご通知いただくのに要する日数はどのくらいでしょうか。	10日～14日以内を想定しています。
JK17	事業契約書(案)	4	第11条	5		(本施設等の設計)	その他市が合理的に要求する事項とありますが、貴市が想定している具体的な事項をご教示願います。	委託先の本事業に類似する施設の設計実績等、能力を確認できる資料のほか、市が業務委託する際に提出を求めている書類に準じ、主任技術者の氏名、資格、業務歴等を求めることを想定しています。
JK18	事業契約書(案)	3	第11条	8	(1)		本項の増加費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK19	事業契約書(案)	4	11	8	(1)	第11条 本施設等の設計	「増加費用の負担」とは将来の維持管理・運営費用も含むと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、合理的なものに限ります。
JK20	事業契約書(案)	4	第11条	8	(1)	(本施設等の設計)	本施設引渡し予定日を延期した場合は維持管理・運営期間の開始日も延長されますが、維持管理・運営業務の期間(14年8ヶ月)は変わらないとの理解でよろしいでしょうか(以下の条文における本施設引渡し予定日延期についても同様の理解で宜しいでしょうか)。	維持管理・運営期間の開始が延期となった場合も、本事業終了時期は平成39年3月31日と、当初の期日から変更は行わない予定です。
JK21	事業契約書(案)	4	第11条	8	(1)	(本施設等の設計)	市の責めに帰すべき事由による場合に市が負担する増加費用には、維持管理・運営業務に変更が生じた際の増加費用を含むものと考えて宜しいでしょうか(以下の条文における市が負担する増加費用についても同様の理解で宜しいでしょうか)。	JK19の回答をご参照ください。
JK22	事業契約書(案)	4	第11条	第8項	(1)	本施設等の設計	第8項冒頭には「・・・又は損害が発生した場合の措置は、次のとおり・・・」とありますが、(1)内には損害が発生した場合の負担方法の記載がありません。貴市の帰責の場合を規定している個所ですので、損害は貴市の負担となることを規定していただけないでしょうか。	(1)の「増加費用」を「増加費用・損害」に修正します。
JK23	事業契約書(案)	4	第12条	1		(設計図書の変更)	貴市の指示・要望により設計図書の変更を実施した場合は第11条8項にもとづく貴市による増加費用等の負担措置がとられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、合理的な範囲に限ります。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK24	事業契約書(案)	4	第12条	第1項		設計図書の変更	事業者が設計変更の検討結果を貴市に報告することが定められていますが、当該報告後、実際に設計変更をするかどうかの決定方法、及び設計変更に伴い発生する費用負担方法(本条は貴市の求めによる設計変更ですので、費用は貴市負担となるうかと存じます)を、本条項に規定していただけないでしょうか。	実際に設計変更を行なうか否かの決定は、事業者から検討結果の報告を受けた後、市と事業者との協議のうえ決定します。費用負担についてはJK23の回答をご参照ください。 なお、本条項に改めて規定はしません。
JK25	事業契約書(案)	5	第15条			(特許権等の使用)	事業終了後に市が継続して特許権等を使用するときのライセンス料の支払いは市が行うものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK26	事業契約書(案)	6	第17条	1		(本施設等の建設)	所有権取得にかかる費用の一切は貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「入札説明書(添付資料2)サービス購入料の支払について」3頁表中の備考欄に記載のとおり、表示登記等を行うための書類作成等は事業者の業務となります。
JK27	事業契約書(案)	6	第17条	3	(1)		本項の増加費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK28	事業契約書(案)	6	第17条	第3項	(1)	本施設等の建設	第3項冒頭には「・・・又は損害が発生した場合の措置は、次のとおり・・・」とありますが、(1)内には損害が発生した場合の負担方法の記載がありません。貴市の帰責の場合を規定している個所ですので、損害は貴市の負担となることを規定していただけないでしょうか。	(1)の「増加費用」を「増加費用又は損害」に修正します。
JK29	事業契約書(案)	7	第19条	2		(設計・建設期間中の第三者の使用)	その他市が合理的に要求する事項とありますが、貴市が想定している具体的事項をご教示願います。	工事請負者の本事業に類似する施設の施工実績等、能力を確認できる資料のほか、市が工事請負契約する際に提出を求めている書類に準じ、現場代理人等の氏名、資格、業務歴等を求めることを想定しています。
JK30	事業契約書(案)	7	第19条	2		(設計・建設期間中の第三者の使用)	設計・建設業務開始の30日前とありますが、再下請人等が30日前まで決定していない場合は、該当工事等の着手前までに通知すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	基本は条文を遵守ください。再下請人等が30日前まで決定していない等やむを得ない場合は、決定後速やかに対応してください。
JK31	事業契約書(案)	7	第19条	2		(設計・建設期間中の第三者の使用)	工事下請人については多岐にわたることが想定されるため、報告方法、書式、報告範囲等については、貴市と協議の上、決定することにしていただけないでしょうか。	下請業者については、市が工事請負契約する際に提出を求めている書類に準じ、現場担当者の氏名、下請負代金、建設業許可の写し等を求めることを想定しています。
JK32	事業契約書(案)	7	第20条	3		(工事監理者)	貴市の指示・要望による活動により生じた増加費用及び損害は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK33	事業契約書(案)	8	第22条	1		(各種調査)	「すでに市が行ったものを除き」とありますが、現時点で貴市が行った各種調査についてご教示下さい。また、事業契約締結までに貴市にて実施予定の調査があればご教示下さい。	市が実施した調査では用地測量等があります。また、ボーリング調査及び敷地の地形測量等を実施しておりますが、ボーリング調査につきましては1地点であり、地形測量につきましては、平成17年度に作成したものであり、現状とは多少齟齬がありますので、これらについてはそのことをご理解ください。
JK34	事業契約書(案)	8	第22条	第2項		各種調査	事業者による調査の結果と貴市提供資料の齟齬は、事業者の予見できないものですので、「その対応につき協議する」ことに加えて、増加費用や損害は貴市の負担とする旨を規定していただけないでしょうか。	JK33の回答のとおりでありますので、そのことを踏まえてご提案ください。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK35	事業契約書(案)	8	第22条		3	(各種調査)	「事業者が・・・努力を尽くしている場合に限り」とありますが、貴市と対策について協議を行い、その対策に基づき事業者が損害の発生防止に対処している場合は努力を尽くしていると考えてよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりですが、協議に際しての情報提供や対策措置の提案等について最善の努力をして頂く必要があると考えています。
JK36	事業契約書(案)	8	第22条		3	(土壌汚染)	本土地に固有の土壌汚染に限るとありますが、現時点では、市の事前調査等で土壌汚染はないと考えてよろしいでしょうか。	市は土地の履歴等から土壌汚染は無いと考えています。ただし、要求水準に基づき調査を実施してください。
JK37	事業契約書(案)	8	第22条	第3項		各種調査	リスク分担表によれば「地中埋設物リスク」は貴市のご負担となっていますので、本項のような場合には「その対応につき協議する」ことに加えて、増加費用や損害は貴市の負担とする旨を規定していただけないでしょうか。	本条文においても、「事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り、・・・当該増加費用又は損害を負担する」としており、基本的に市が負担する旨を既に規定しています。
JK38	事業契約書(案)	8	第23条		1	(調査等の第三者への委託)	関連資料の内、その他市が合理的に要求する事項にて貴市が想定している事項をご教示願います。	委託先の実績等、能力を確認できる資料のほか、当該業務を実施するために許可が必要な場合はその許可書の写し、また、市が業務委託する際に提出を求めている書類に準じ、主任技術者の氏名、資格、業務歴等を求めることを想定しています。
JK39	事業契約書(案)	9	第24条		1	(近隣対策)	周辺住民に対する説明の内、本施設等を設置・運営すること自体に対する説明は市の責任及び費用負担において実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK40	事業契約書(案)	9	第24条		1	(近隣対策)	「市は必要と認める場合は・・・」とありますが、事業者からの要請があった場合はご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	その要請が妥当であると市が判断した場合は、協力します。
JK41	事業契約書(案)	9	第24条		7		本項に基づき引渡予定日が延期されたとき、当該延期により発生する合理的な範囲の金融費用(金利等)についても、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK42	事業契約書(案)	9	第24条		7	(近隣対策)	「かかる住民反対運動又は訴訟等に起因して本工事に遅延が発生」し、引渡し予定日の延期により生じた事業者の増加費用についても、貴市にてご負担していただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。
JK43	事業契約書(案)	9	第24条	第7項		本施設等の建設に伴う近隣対策	「住民反対運動又は訴訟等に直接起因する費用」には、本条項に基づく引渡予定日延期による増加費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	JK42の回答をご参照ください。
JK44	事業契約書(案)	9	第26条		1	(中間確認)	中間確認の時期は事業者の提案した全体工事進捗の中間(50%程度)と考えてよろしいでしょうか。また、中間確認とは具体的にどのような内容を想定されているかご教示下さい。	現時点では、サービス購入料1を支払うためには、年度毎の出来高確認が必要となりますので、年度終了時点で確認します。また、検査の方法については、本事業は国庫補助事業でありますので、入札関連書類の整合のほか、実施設計図書を基に通常の工事請負に準じた方法により検査を実施してまいりたいと考えています。このため、最小限破壊して検査することができ、これに係る費用及び復旧に係る費用は事業者の負担とすることにします。第30条3項完成確認の方法についても同様に扱うこととご理解ください。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK45	事業契約書(案)	10	第26条	4		(市による説明要求)	「市が・・・逸脱していると判断した場合・・・」とありますが、貴市による指示事項及び事業者が貴市の承認を得ている事項については除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK46	事業契約書(案)	10	第27条	1		(工事の中止)	「市は必要と認めた・・・場合」とありますが、貴市の一方的な通知による中止判断は片務的な要求であると思料します。中止にあたっては運営協議会等において協議を行い、貴市と事業者間の合意をもって判断されるものとの理解でよろしいでしょうか。	実務上は、基本的には可能な限り事業者と市との事前協議の機会を設けた上で判断されるものと思われませんが、当該中止が環境及び人命等への影響等から緊急を要する場合や行政判断上中止以外の判断があり得ない場合は、一方的な通知の可能性もあります。
JK47	事業契約書(案)	10	第27条	3			本項の増加費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK48	事業契約書(案)	10	第27条	3		(工事の中止)	事業者が生じた合理的な増加費用には、金融費用及び逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用は含みますが、逸失利益は含まれません。
JK49	事業契約書(案)	10	第28条	1		(本工事中に第三者に生じた損害)	事業者の履行する設計・建設業務に起因して、第三者に損害を発生させた場合に事業者はその損害を賠償するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK50	事業契約書(案)	10	第29条	4		(事業者による完成検査)	「市が相当と認める方法」とありますが、貴市と事業者が協議し、合意した方法との理解でよろしいでしょうか。想定されている方法があればご教示願います。	ご理解のとおり、市と事業者が協議し、合意した方法により検査を実施してください。
JK51	事業契約書(案)	11	第30条	1		(市による本施設等の工事完成確認)	定められた水準を満たしているか否かの判断について、事業者は貴市との協議の機会をいただけたとの理解でよろしいでしょうか。また貴市による指示事項及び事業者が貴市の承認を得ている事項については除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	水準を満たしているか否かの判断は市が行いますが、その判断に事業者としては異議がある場合は協議に応じます。また、市による指示事項及び事業者が市の承認を得ている事項についても当該指示及び承認した際の内容・水準を満たしているか確認します。
JK52	事業契約書(案)	11	第30条	3		(試運転)	試運転等の方法は事業者の提案する方法との理解でよろしいでしょうか。	市と事業者の合意した方法により実施してください。
JK53	事業契約書(案)	12	第31条	1		(開館準備)	開館準備とは要求水準書で定められている開業準備業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK54	事業契約書(案)	12	第31条	1		(開館準備)	本引渡予定日までに開館準備を行うとありますが、当該準備にかかる費用は、サービス購入料3、ないしサービス購入料4でSPCに支払われるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK55	事業契約書(案)	12	第31条	1		(開館準備)	① 開館準備を行う段階では、指定管理者の指定がまだ成されていない段階であると推測致しますが、当該開館準備業務にかかる対価は、どの契約に基づき又どのような方法で指定管理者業務と分けた支払が成されるのでしょうか。 ② 当該開館準備業務として、開館後の速やかな運営を睨んだ事前予約受付業務も行えるのでしょうか。指定管理者の指定前の段階であるがゆえにこれが行えない場合、開館直後の運営に支障を来す恐れがあります。	① PFI事業契約に基づき支払う予定ですので、区分して支払う予定はありません。 ② 指定管理者の指定につきましては、開業準備等に支障が出ないようにする予定です。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK56	事業契約書(案)	12	第31条	1		(開館準備)	開館準備は指定管理者の指定を受けた後に行う方が合理的であると思います。 本引渡予定日以前であっても、応募者の提案に沿って指定管理者の指定がなされるようにして頂けないでしょうか。 又は、本引渡→指定管理者の指定→開館準備→開館といったステップを取るように変更して頂けないでしょうか。	指定管理者の指定につきましては、開業準備等に支障が出ないようにする予定です。
JK57	事業契約書(案)	12	第32条			(本施設の引渡し)	不動産登記に関する規定がありませんが、「(添付資料2) サービス購入料の支払いについて」3ページに記載のとおり、表示登記及び保存登記は貴市の費用負担で貴市が行うことを規定していただけないでしょうか。	表示登記及び保存登記は市の費用負担で市が行なうことは、(添付資料2) サービス購入料の支払いについて」3ページに記載のとおりであり、改めて本条文には記載しません。
JK58	事業契約書(案)	12	第33条	2			「当該瑕疵を・・・雨水の侵入を防止する部分について生じた場合」とありますが、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第94条に基づく瑕疵との理解で宜しいでしょうか。	住宅ではありませんので、同法の適用はないとの理解ですが、それに準じて規定しています。
JK59	事業契約書(案)	12	第33条	2		(瑕疵期間)	「・・・期間は10年間とする」とありますが、本施設引渡しの日から10年間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK60	事業契約書(案)	12	第33条	4		(本施設等の瑕疵担保)	保証書の提出時期は本引渡予定日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK61	事業契約書(案)	12	第33条			(本施設等の瑕疵担保)	別紙9の保証書はSPCが発注する業務毎に本保証を差し入れるとの理解で宜しいでしょうか。	建設業務全体として差し入れいただければ結構です。
JK62	事業契約書(案)	12	第34条	2		(工期の変更)	事業者の責めに帰すことができない事由により工期変更がされた場合、これに伴う増加費用(金融費用・維持管理運営業務費を含む)は貴市が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市に原因がある場合には、基本的にはご理解のとおりです。なお、いずれも合理的な費用に限られます。 なお、工期変更の結果維持管理運営業務期間が短縮され履行期間が減った場合は業務費支払い(サービス購入料3、4及び5を減額することとなります。
JK63	事業契約書(案)	12	第34条	2		(工期の変更)	「市は・・・その合理的な裁量に基づき、・・・事業者はこれに従わなければならない」とありますが、本事業においては、どのような手順でどのような根拠に基づき裁量を下すのかご教示願います。	工期変更の原因となった事由の解決に要する期間や残りの工事工程等を完成させるに要する期間等を算定したうえで定めます。
JK64	事業契約書(案)	12	第34条			工期の変更	本第34条と第27条との違いはどのようになりますでしょうか。 工事の一時中止があれば第27条で、一時中止なしに工期が変更されれば第34条という区別でしょうか。また、第34条の工期変更による増加費用は、事業者の帰責事由以外は貴市の負担とする旨を規定していただけないでしょうか。(第27条の増加費用は貴市負担として規定されています。)	34条と27条の違いについては基本的にご理解のとおりですが、34条については必ずしも市に原因がある場合に限られません。市に原因がある場合には合理的な増加費用を市が負担することになります。条文はそのままとします。
JK65	事業契約書(案)	12	第35条			本施設等の引渡し遅延による費用負担	貴市の責に帰すべき事由による引渡し遅延の場合の規定を追加していただけますでしょうか。	市の責めに帰すべき理由により工事の遅延、建設費用の増加がある場合、JK28の回答にあるとおり、増加費用又は損害を負担することとなりますので、本条においては改めて規定はしません。
JK66	事業契約書(案)	13	第37条	3		(指定管理者)	指定管理者の指定が遅延することにより、事業者が発生する増加費用については、貴市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、合理的な範囲に限ります。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK67	事業契約書(案)	13	第37条	第3項		指定管理による管理等	本指定が効力を生じるのは、第1項の協定書締結時点でしょうか。	効力が生じるのは指定をした時点です。ただし、事業者が指定管理者となるのは、指定した期間の初日からとなります。
JK68	事業契約書(案)	14	第41条	第1項		維持管理期間中の第三者の使用	「本施設等の利用許可に関する権限の行使」は第三者に委託できないよう規定されていますが、本項後段の但し書きの部分により、基本協定書に記載がある構成員又は協力企業に対しては、「本施設等の利用許可に関する権限の行使」も委託することができる、という理解でよろしいでしょうか。	指定管理者の指定を受けているのはあくまでもSPCであり、利用許可の権限を行使できるのもSPCです。
JK69	事業契約書(案)	14	第42条			総括責任者、業務責任者及び業務担当者	入札説明書P26に「統括責任者」、事業契約書P37に「SPC統括責任者」、要求水準書P73に(設計建設業務の)「総括責任者」、要求水準書P84に(維持管理業務の)「総括責任者」、要求水準書P103に(運営業務の)「総括責任者」、事業契約書P42に(維持管理・運営業務の)「総括責任者」の記載がありますが、「統括責任者(SPC統括責任者)」はSPC及び業務全体を統括し、「総括責任者」は、①設計・建設業務の総括、②維持管理・運営業務の総括を行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、総括責任者は、設計・建設業務、維持管理業務、運営業務の各業務ごとに置いてください。
JK70	事業契約書(案)	14	第42条			総括責任者、業務責任者及び業務担当者	「6ヶ月前に市に届ける。総括責任者又は業務責任者を変更する場合も同様とする。」とありますが、病気、退社、人事異動により6ヶ月前に変更届を提出することは困難な場合も想定されま。変更届の提出期限についてはご考慮いただけないでしょうか。	変更の場合は、変更が確定となった時点で速やかに届け出ることとしてください。
JK71	事業契約書(案)	15	第42条	第2項		総括責任者、業務責任者及び業務担当者	業務担当者と業務従事者との違いは何でしょうか。	同義とご理解ください。。
JK72	事業契約書(案)	15	第44条	第3項		事業報告	維持管理期間の終了後に、業務報告書保管だけを目的に5年間事業者(SPC)を存続させるのは経済的にも不合理ですので、当該書類は維持管理期間終了時に貴市に引き渡すこととし、事業者の保管義務はご容赦いただけませんかでしょうか。	代表企業が保管することで結構です。
JK73	事業契約書(案)	16	第45条	第3項		維持管理・運営業務に伴う近隣対策	「本施設等を設置・運営すること自体」とは、具体的にはどのような内容でしょうか。例えば、施設ができたために人が多く集まることや、車の往来が増えることに対する反対運動等は、これに含まれるでしょうか。一般的な考え方もご教示ください。	本施設の形状や運営内容等、提案による個別具体的内容への反対運動や訴訟ではなく、いかなる施設形状、運営内容であろうと、当該敷地に温水利用型健康運動施設を整備することへの反対運動や訴訟を意味します。なお、施設ができたために人が多く集まることや車の往来が増えることで、周辺地域に負荷がかかる懸念がある場合は事前に対処していただくことも事業者の業務の一貫と考えます。
JK74	事業契約書(案)	16	第46条	第1項		本施設等に係る光熱水費の負担	本条では光熱水費が事業者の負担となっていますが、第62条ではサービス購入料として事業者を支払われることとなっています。後者が正しいと思われるので、第46条第1項は削除あるいは修正していただけますでしょうか。	本条は、一義的に事業者が光熱水費を負担し光熱水を調達することを示しています。サービス購入料の対象であることと矛盾するものではなく、提案にしたがって支払います。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK75	事業契約書(案)	16	第48条	第1項		本施設等の修繕	「維持管理・運營業務計画書に定めのない修繕又は更新」とは、要求水準等で求められていない範囲のものを指すのでしょうか。そうであれば、事業者には当該業務の実施義務が無く、自己の費用負担で進んでこれらの業務を行うインセンティブがありません。本条項はどのような事象を想定されたものでしょうか。	業務計画作成時には想定していなかった設備機器の故障等により発生する修繕又は更新を想定しています。
JK76	事業契約書(案)	16	第48条		3	(本施設等の修繕)	事業者の責ではない施設利用者による施設損傷等の修繕・更新については貴市もしくは損傷の原因を発生させた施設利用者の費用負担にて行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が善管注意義務を果たした限り、基本的にはご理解のとおりです。なお利用者の責めについては、起因者が特定できる場合は、市と事業者の間では一義的に市が負い、市から当該起因者に求償します。起因者が特定できない場合は、不可抗力リスクとして扱います。ただし、通常の施設利用により生じる損傷等の修繕・更新は業務の範囲とし、不可抗力リスクとして扱いません。
JK77	事業契約書(案)	16	48		3	第48条 本施設等の修繕	入札説明書添付資料1リスク分担表には、「維持管理・運営段階」の施設損傷リスクは、市及び第三者の責めによる事故・火災等による施設の損傷は市の負担とありますので、本条項の「市の責めに帰すべき事由」とは、利用者の起因による破損(事業者が善管注意義務を怠った理由を除く)等も含まれると理解して宜しいでしょうか。	JK76の回答をご参照ください。
JK78	事業契約書(案)	16	第48条		3	(本施設等の修繕)	「市は、自らの責任と費用負担において・・・」とありますが、市の責任のもと行った修繕・更新箇所の瑕疵責任については貴市の責任との理解でよろしいでしょうか。	本項に定める修繕又は更新を実施するのはあくまでも事業者であり、よって、修繕・更新に伴う瑕疵責任は事業者にあります。ただしその際の修繕又は更新の発注責任、費用負担は市が負うこととなります。
JK79	事業契約書(案)	16	第48条		3	(本施設等の修繕)	「市は、自らの責任と費用負担において・・・」とありますが、市の修繕・更新後、維持管理・運營業務等に変更が生じた場合の増加費用は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK80	事業契約書(案)	16	第50条		1	(利用料金)	近隣の同種施設の新設、市民の利用動向の変化等により事業の安定性、継続性に影響が出る恐れのある場合は貴市との協議の上、提案し、承認いただいた本施設の利用料金の改定をお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づき、市が条例で定める利用料金の体系・金額の範囲内において改定を認めます。
JK81	事業契約書(案)	16	第50条		2		本項は、市への還元がキャッシュバックによる方法であることを前提とした内容となっておりますが、提案内容が地域交流イベントの開催等による還元等他の方法を用いる場合には、本項の内容も提案内容に合わせて修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	本項の”還元”とは必ずしもキャッシュバックのみを示唆するものではなく、提案による地域交流イベントの開催等、様々な還元方法を含むものと理解ください。したがって、修正は予定していません。
JK82	事業契約書(案)	17	第50条		2	(利用料金等)	還元方法についての具体的手順についてご教示願います(時期、金額の確定方法、市への入金方法等)。	キャッシュバックする提案の場合は、翌年度の5月末までに市の指定の方法により、提案の額を入金して頂くことになると考えておりますが、具体的な入金方法等につきましては、別途市の指示に従ってください。
JK83	事業契約書(案)	17	第51条		2	(自主事業)	貴市との協議を通じ、合意を得た自主事業の一部又は全部の終了に伴う罰則規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK84	事業契約書(案)	17	第51条	4		(自主事業と事業者の直接収入)	自主事業の事業計画については市の承認が必要とありますが、提案書に記載されている事業計画は承認されるものとの認識で宜しいでしょうか。	承認が前提となりますが、改めて自主事業の事業計画を提出いただきます。
JK85	事業契約書(案)	17	第54条	第2項		物品販売・飲食提供業務の一部又は全部の終了	「原状に復し」の「原状」とは、施設を貴市に引き渡した時の状態(すなわち厨房器具が備わった状態)のことを指しますでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。但し、要求水準書121ページにあるとおり、レイアウト変更等が必要と市が判断した場合は、市と事業者の協議のうえ、事業者の負担をお願いする場合があります。
JK86	事業契約書(案)	18	第54条	2		(物品販売・飲食提供業務の一部又は全部の終了)	市の判断により物品販売・飲食提供業務の一部又は全部を終了する場合に於いて罰則規定は発生は無いものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK87	事業契約書(案)	18	第55条			物品販売・飲食提供業務の実施場所	「収入を勘案して・・・使用料の変更を求める」とありますが、収入が増加した場合には使用料も増加するのであれば、事業者側に収入増加努力のインセンティブがありません。第50条による収益還元もありますので、使用料は事業期間を通じて無償としていただくか、あるいは収入に連動する使用料変更のルールや算式をあらかじめ明確にご提示いただけないでしょうか。	本施設の供用開始時は第2期工事区域の整備も進んでいないことから、当該業務の需要が多く見込めないものと想定されます。そのため入札説明書23ページでは、当初は無償とし、需要動向により使用料を負担することが適当と認められる場合は使用料の納付を求める旨を記載しています。本条の主旨も入札説明書と同様のものであり、提案時に想定した利益は確保いただくことを前提に、使用料を負担することが適当と認められる場合は使用料納付を求めます。
JK88	事業契約書(案)	18	第55条			物品販売・飲食提供業務の実施場所	「市が定めた使用料を・・・支払わなければならない」とありますが、入札説明書23ページでは使用料は無償となっています。無償であることをご確認いただき、本条項を修正していただけないでしょうか。	JK87の回答をご参照ください。
JK89	事業契約書(案)	18	第55条	1		(物品販売・飲食提供業務の実施場所)	「市からの使用の許可を受けなければならない」とありますが、提案書に記載の物品販売・飲食提供業務の実施については、使用許可はされているとの認識で宜しいでしょうか。	都市公園法第5条許可が前提となりますが、川越市都市公園条例第7条に基づく申請事務等の手続きは必要となります。
JK90	事業契約書(案)	18	第55条	1		(物品販売・飲食提供業務の実施場所)	「市が定めた使用料」とありますが、入札説明書に記載のとおり事業契約締結時は無償との理解でよろしいでしょうか。	JK87の回答をご参照ください。
JK91	事業契約書(案)	19	第58条	第3項		サービス購入料(設計・建設費相当分)の支払	70%を超えて支払うかどうか決定するのはいつでしょうか。また、サービス購入料2の金額が増減すると、プロジェクトファイナンスによる事業者の資金調達にも影響し、場合によっては追加的な費用が発生することもありますので、その際には貴市にご負担いただくことを規定していただけますでしょうか。	事業契約締結(本契約)までには金額が確定する予定です。遅くとも事業者と銀行団の融資契約締結前までには金額が確定するよう努めます。よって、市としては事業者の資金調達に影響はないものと考えますが、事業者につきましては、市と協議のうえ柔軟な対応ができるように配慮してください。また、ご質問の追加的な費用については、合理的な範囲ではご理解のとおりです。
JK92	事業契約書(案)	19	第58条	3		サービス購入料(設計・建設相当分)の支払い	サービス購入料1の金額が確定されるのはいつの時期と想定されるでしょうか。	JK91の回答をご参照ください。
JK93	事業契約書(案)	19	第58条	3		(サービス購入料の支払)	「70%を超える金額を支払った場合」とありますが、プロジェクトファイナンスの組成及び事業収支計画を確実にするためにも一括支払部分は固定金額としていただけないでしょうか。(70%であれば70%固定)。	金額の確定時期については、JK91の回答をご参照ください。したがって、固定金額でなくともプロジェクトファイナンスの組成及び事業収支計画に大きな影響はないものと想定しています。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK94	事業契約書(案)	19	第58条	3		(サービス購入料の支払)	「70%を超える金額を支払った場合は・・・サービス購入料2は減額される」とありますが、減額によって金融機関との融資条件変更に伴う金融費用が発生した場合は貴市にご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲では、ご理解のとおりです。
JK95	事業契約書(案)	19	第59条	1			本項に基づき変更となる設計・建設業務に係る費用には、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	市の責めによる場合はご理解のとおりです。法令変更の場合は第78条に基づき別紙14にて”市が負担するとした場合”において、不可抗力の場合は第80条に基づき別紙14にて”市が負担するとした割合”において負担します。
JK96	事業契約書(案)	19	第59条	1		(サービス購入料の変更)	変更分についてはサービス購入料1、2のいずれで支払われるのか、支払方法についてご教示願います。	サービス購入料2として支払います。
JK97	事業契約書(案)	19	第59条	1		(サービス購入料の変更)	設計・建設業務の変更に伴い、維持管理・運営業務に変更による増加金額が発生した場合、サービス購入料(維持管理・運営業務相当分)に反映いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、合理的な範囲に限ります。
JK98	事業契約書(案)	19	第59条	2			本項の規定は、本施設引渡しの前にかかわらず、事業期間のすべてにわたって適用されるものなのでしょうか。	本項の規定は引渡し前に適用されます。施設引渡しの際の市による完成確認において要求水準を満たしていない場合、適用されることとなります。
JK99	事業契約書(案)	19	第59条	2			ここでのサービス購入料(設計・建設費相当分)とは、サービス購入料1及び2のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料1の設計・建設期間1年度目及び2年度目の支払いは、出来高検査において要求水準を満たしているとされた部分の出来高に相応する費用の範囲で市が調達する金額となり、仮に設計・建設1年度目の出来高検査時点において要求水準未達の部分があった場合は、2年度目あるいは施設引渡しの際の支払いに回ることになります。よって、留保の対象となりません。 留保の対象となるのは、サービス購入料1の残額(引渡し後に支払うとしていた額)及びサービス購入料2となります。 なお、引き渡し後については、サービス購入料2については留保の予定はありません。
JK100	事業契約書(案)	19	第59条	2			サービス購入料支払いが留保された場合、融資契約に基づく約定弁済及び利払いができなくなることから、その時点でSPCはデフォルト状態となってしまいます。そうした事態は事業の継続そのものを危うくするものであることをご斟酌いただき、本規定については削除をご検討いただけないでしょうか。	要求水準を満たしていただくことが大前提となります。
JK101	事業契約書(案)	19	第59条	2			サービス購入料の支払いが留保される期間は、該当の要求水準未達事項が改善されるまでの間、無期限にということになるのでしょうか。(留保期間中のSPCのデフォルトを回避するためには、金融機関は当該期間中の元金支払いについて、あらかじめなんらかの信用補完の措置をとっておく必要があると考えられます。留保期間に期限が定められない場合、適切かつ合理的な信用補完措置がとれなくなってしまうことから、本事業向けファイナンスの取組みそのものを困難としてしまう可能性があります。)	JK98の回答のとおり、本項は引渡し前に適用されるため、設計・建設業務にかかる要求水準を満たしていない状態が30日間以上継続した場合は、64条に則った措置を講じることとなります。 よって、30日間が留保期間の一つの目安となります。なお、64条に則った措置を講じる以前に、事業者と市との間で要求水準達成のための工事内容、工事工程等に合意がとれていれば、引渡しまで留保されることとなります。 (引き渡し後に請求を頂き、30日以内に支払います。)

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK102	事業契約書(案)	19	第59条	2			会計年度をまたいでサービス購入料の支払いを留保するような場合、予算措置との整合性に問題は生じないでしょうか。	要求水準を満たしていないものに対して支払いを行うことはできません。
JK103	事業契約書(案)	19	第59条	2		(サービス購入料の留保)	本項の支払留保規定は、各年度に行われる出来高検査、及び竣工時の完成検査において、要求水準を満たしていない場合に支払いを留保するという理解で宜しいでしょうか。	JK99の回答をご参照ください。
JK104	事業契約書(案)	19	第59条	2		(サービス購入料の留保)	本項の規定が、竣工引き渡し後の規定である場合、「要求水準を満たしていない場合・・・」とありますが、当該事項判明後に即時、支払い留保されてしまうのでしょうか。 (第33条の瑕疵担保規定においては、市は事業者に相当な期間を定めて、当該瑕疵の補修を請求するとの規定があります。)	JK98の回答のとおり、本項は引渡し前に適用されます。引渡し後に要求水準未達が判明した場合は、33条の瑕疵担保規定に則り措置を講じることとなります。
JK105	事業契約書(案)	19	第59条	2		(サービス購入料の留保)	本項の規定は、当該事項改善に向けての工程を定めたにもかかわらず事業者が一方向に補修等に着手しない場合に適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	補修等の着手ではなく、引き渡しが行われていることが必要です。
JK106	事業契約書(案)	19	第59条	第2項		サービス購入料(設計・建設費相当分)の変更、減額及び支払いの留保	サービス購入料1は貴市が出来高を確認して支払うものであり、サービス購入料2は貴市の完成確認を経て引渡し後に支払われるものです。これらの確認を経てもなお「設計・建設業務に関し、要求水準を満たしていない事項が存在する」場合とは、隠れたる瑕疵しか想定できず、第33条にその場合の事業者の責任が定められています。その上で、さらに本条に従いサービス購入料の支払いを留保するのは、事業者の過大な負担となるだけでなく、事業者の安定した資金調達を困難にさせます。支払い留保の条項はご容赦いただけないでしょうか。	JK104の回答をご参照ください。
JK107	事業契約書(案)	19	第59条	2		(サービス購入料の留保)	本項は本施設等の①引渡し前②引渡し以後のいずれの時点を設定し規定されているのでしょうか。	JK98の回答をご参照ください。
JK108	事業契約書(案)	19	第59条	2		(サービス購入料の留保)	「当該事項が改善されるまでの間・・・支払を留保することができる」とありますが、事業者が改善方針について貴市と協議を行い、合意を得た改善方針を実施している場合には、支払留保は行われないと考えてよろしいでしょうか。	改善を実施したうえで、引き渡しが行われている必要があります。
JK109	事業契約書(案)	20	第61条	2		サービス購入料(維持管理・運営業務相当分)の変更及び減額並びに改善勧告	「市は必要と認める場合には、サービス購入料(維持管理・運営費相当分)の支払を留保することもできる。」とありますが、必要と認める場合とはどのような場合を想定されているのでしょうか。	「入札説明書(添付資料3)モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ7ページ」に記載のとおり、減額ポイントが付与される状態が続く等、改善の見込みがなく、維持管理・運営受託者等の変更、第三者への全株式の譲渡及び事業契約の解除等に進む過程においての措置と考えています。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK110	事業契約書(案)	20	第62条	第2項		サービス購入料(光熱水費等相当分)の支払	サービス購入料(光熱水費等相当分)の支払を留保されると事業者の資金繰りが成り立ちません。第62条第2項でサービス購入料(維持管理・運営業務費相当分)の支払いは留保されることになっており、その上で、さらにサービス購入料(光熱水費等相当分)の支払いを留保するのは、事業者の過大な負担となるだけでなく、事業者の安定した資金調達を困難にさせます。支払い留保の条項はご容赦いただけないでしょうか。	JK109の回答にあるサービス購入料(維持管理・運営費相当分)の支払の留保と同様に、維持管理・運営受託者等の変更、第三者への全株式の譲渡及び事業契約の解除等に進む過程においての措置と考えています。
JK111	事業契約書(案)	20	第63条		2	(要求水準を満たす状態)	要求水準を満たす状態とは、本施設機能・性能が保たれ、運営に支障がでていない状態との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす状態とは、要求水準書及び事業者からの提案において示される本施設の機能・性能が保たれた状態を指します。なお、性能面においては、事業期間を通じ適正な維持管理業務が実施されることを前提に、運営にあたって実用上支障がない状態である限りにおいて経年劣化は問いません。
JK112	事業契約書(案)	20	第63条	第3項		契約期間	「必要な改修・修繕及び更新」とは具体的にはどの範囲でしょうか。過大であったり、範囲が不明確であると提案時にその費用の見積もりが困難になりますので、お聞きするものです。第63条第5項にある「修繕すべき点」の範囲についても同様にご教示ください。	「必要な改修・修繕及び更新」とは、JK111に回答に示す状態まで回復させるに必要な改修・修繕及び更新となります。「修繕すべき点」も同様です。
JK113	事業契約書(案)	20	第63条		3	(本事業契約の終了までに必要な修繕更新)	必要な改修・修繕については事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。貴市と事業者の修繕・更新の考えに齟齬を生じさせないために、事業者に求める更新部位、更新機器等がありましたらご教示下さい。	JK111の回答をご参照ください。
JK114	事業契約書(案)	21	第63条		4	(モニタリング)	モニタリングを実施し、期間を定めたにもかかわらず速やかに改善・復旧がなされない場合、サービス購入料(維持管理・運営相当分)の減額等が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	本項でいうモニタリングは事業終了時のモニタリングであり、「入札説明書(添付資料3)モニタリング、サービス購入料減額及び事業契約終了に至る流れ8ページの4. 事業期間終了時のモニタリング」を指します。事業期間終了時のモニタリングの場合は、事業期間中のモニタリングとは別の立て付けであり、本事業契約の終了時までに必要な改修・修繕及び更新を行わないことをもってサービス購入料(維持管理・運営相当分)の減額は行わず、あくまでもJK112の回答に示す必要な改修・修繕及び更新がなされるまで当該サービス購入料の支払を留保することとなります。事業契約書を訂正します。
JK115	事業契約書(案)	21	第63条		5	(要求水準書の記載事項)	「要求水準書の記載された全ての事項」とありますが、貴市の指示、要求ならびに事業者が貴市の了承のもと変更した事項については除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	市の指示、要求並びに事業者が市の了承のもと変更した事項についても、その際の水準を満たしているか確認することとなります。
JK116	事業契約書(案)	21	第63条		5	(要求水準書の達成)	「要求水準を達成しているかを確認する」とありますが、本施設機能・性能が保たれ、運営に支障がでていない状態を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書及び事業者からの提案において示される本施設の機能・性能が保たれ、運営にあたって実用上支障がない状態を指します。
JK117	事業契約書(案)	21	第63条		6	(市への報告)	調査及び報告については事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	調査・報告の方法については、事業者の提案を踏まえ市と協議のうえ決定します。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK118	事業契約書(案)	21	第64条	第1項	(3)	本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	第64条第1項(3)に該当する場合には、第35条にも該当することとなりますが、第35条に基づき事業者が遅延損害金を支払った場合には、第64条第2項の適用はなく、そのまま事業は継続するという理解でよろしいでしょうか。また、第64条第1項(3)を理由に同条第2項(1)～(3)のいずれかの措置が行使された場合には、第35条の適用は無く、事業者には遅延損害金が課されない、という理解でよろしいでしょうか(この場合は引渡しが行われないので遅延損害金計算に必要な日数が算出できません)。	遅延損害金を支払った場合には、状況により市が解除権等を放棄することによって事業継続ということにはなりますが、当然に解除権等が消滅するものではありません。
JK119	事業契約書(案)	22	第64条	第2項	(2)	本施設等引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等	事業者の株主は本事業契約の当事者ではありませんので、本条項で事業者株式の譲渡を規定しても株主に対する拘束力は無いものと思われませんがいかがでしょうか。この点は第66条第2項(2)、67条第2項(2)、68条第2項(2)、70条第2項(2)、71条第2項(2)においても同様です。	ご指摘のとおりですが、基本的には株主にはご対応頂けるものと考えています。事業契約上は事業者の異議申し立てを抑止することに主眼があります。
JK120	事業契約書(案)	22	第64条		4	出来形部分	出来形部分には、開業費、設計費、工事監理費等のサービス購入費(設計・建設費相当)の全ての費目は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 (以降の条文においての「出来形部分」についても同様の理解で宜しいでしょうか)	あくまでも工事費相当分です。建設費、設計費、工事監理費は含みますが、開業費、融資組成料等は含みません。
JK121	事業契約書(案)	22	第65条	第2項		本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	市が所有権を取得する範囲に、「市の責に帰すべき事由により検査に合格しなかった部分」を追加していただけないでしょうか。	市の責に帰すべき事由により検査に合格しないという事態を想定し得ません。そのような事態があった場合は検査の際に判断することとし、契約書には追加いたしません。
JK122	事業契約書(案)	22	第65条		3		「市が本施設等の出来形部分の所有権を取得しない場合」とは、前項の検査において合格しなかった部分に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK123	事業契約書(案)	22	第65条		3		市が、検査に合格しなかった部分を買取らなかった場合、当該部分の「解除前の支払スケジュールにより市が事業者に支払った分」は、どのように算定されることになるのでしょうか。	本条本項の4行目～6行目「事業者、前項の規定により、・・・既に支払った分を返還する。」を削除します。第66条3項、第67条3項も同様の件を削除します。
JK124	事業契約書(案)	22	第65条	第3項		本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	解除前の支払いスケジュールは超長期になります。本条項は市に帰責事由がある場合ですので、事業者の負担を軽減のため、一括払いでの支払としていただけませんか。また、一括払いにより事業者にブレイクファンディングコスト等の金融費用が発生する際には、これを貴市の負担とすることも規定していただけないでしょうか。	前段の一括払いが可能か否かについては、その際の財政措置によりますので、現時点では決定できません。また、後段のブレイクファンディングコストについては合理的な範囲で市が負担します。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK125	事業契約書(案)	22	第65条	第3項		本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	「所有権を取得しない場合」とは、出来高部分が貴市の検査に合格しなかった場合のことでしょうか。合格しなかった場合には、貴市から事業者はその理由等のご説明をいただけるのでしょうか。	JK122の回答をご参照ください。理由の説明も行います。
JK126	事業契約書(案)	22	第65条	第3項		本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	「所有権を取得しない場合」には貴市が既に支払った分を事業者から返還することとなっていますが、貴市が出来高の一部を取得し残りを取得しない(検査に合格しない等で)場合には、事業者が返還すべき金額はどのように算出されるのでしょうか。	JK123の回答をご参照ください。
JK127	事業契約書(案)	22	第65条	3		本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	「前項の規定により、市が本施設等の出来形部分の所有権を取得しない場合」とありますが、市の責めに帰すべき事由により契約解除となり、貴市が所有権を取得しない場合とはどのような場合に想定されるのでしょうか。	JK122の回答をご参照ください。
JK128	事業契約書(案)	22	第65条	3		本施設等引渡し前の市の責めに帰すべき事由による契約解除等	「市が事業者に対し既に支払った分を返還する」とありますが、出来高検査により貴市の検査に合格した部分の支払を受けておりますので、既払い部分を返還するという規定は当てはまらないと考えます。本項についてご再考願います。	JK123の回答をご参照ください。
JK129	事業契約書(案)	23	第65条	4			本項の増加費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK130	事業契約書(案)	23	第65条	4		(増加費用)	増加費用には事業者の損害賠償及び逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	増加費用には事業者の損害は含みますが、逸失利益までは含みません。
JK131	事業契約書(案)	23	第65条	4		(増加費用)	増加費用には金融機関との融資契約が解除された場合に伴う金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	JK129の回答をご参照ください。
JK132	事業契約書(案)	23	第66条	第1項		本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等	貴市が第1項(1)～(3)のいずれの措置もとらない場合は、第77条が適用されて事業継続となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK133	事業契約書(案)	23	第66条	第1項	(2)	本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等	貴市が第1項(2)の措置をとる場合の「市が認める条件」とは、事業者の株主に損害が生じないような条件であることを規定していただけないでしょうか。本条項は法令変更時の対応を定めたものであり、株主が損害を負担するのは不合理と考えます。第70条第1項(2)についても同様です。	市としては事業継続を優先させて頂く可能性がございますので、契約書の規定は原案どおりとします。規定のとおり事前に協議は行います。
JK134	事業契約書(案)	23	第66条	第1項	(3)	本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等	貴市が第1項(3)の措置をとる場合の「市が認める条件」とは、事業者に損害が生じないような条件であることを規定していただけないでしょうか。	JK133の回答をご参照ください。
JK135	事業契約書(案)	22	第66条	3		(本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等)	当該事象によるブレイクファイディングコストは市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか(第67条3も同様の理解で宜しいでしょうか)。	ブレイクファイディングコストについては、別紙14で”市が負担するとした場合”においては、合理的な範囲で市が負担します。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK136	事業契約書(案)	22	第66条	3		(本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等)	別紙14に定められた変更により貴市が負担する増加費用には、事業者の逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか(第70条も同様の理解で宜しいでしょうか)。	市は逸失利益を負担しません。
JK137	事業契約書(案)	23	第66条	第3項		本施設等引渡し前の法令変更による契約解除等	貴市が一括払いを選択した場合には、これにより生じるブレイクファンディングコスト等の金融費用は貴市のご負担となることを規定していただけませんか。第70条第2項においても同様です。	JK135の回答をご参照ください。
JK138	事業契約書(案)	23	第67条	第1項		本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除	本条項では合意成立までの日数を60日以内としています。第79条第2項で定められた「90日以内」を待たずに、貴市が(1)~(3)の措置をとれるのでしょうか。第71条第1項についても同様です。	第77条2項及び第79条2項の「90」日をいずれも「60」日に修正します。
JK139	事業契約書(案)	23	第67条	第1項		本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除	貴市が第1項(1)~(3)のいずれの措置もとらない場合は、第79条が適用されて事業継続となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK140	事業契約書(案)	23	第67条	第1項	(2)	本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除	貴市が第1項(2)の措置をとる場合の「市が認める条件」とは、事業者の株主に損害が生じないような条件であることを規定していただけませんか。本条項は不可抗力時の対応を定めたものであり、株主が損害を負担するのは不合理と考えます。第71条第1項(2)についても同様です。	市としては事業継続を優先させていただく可能性がありますので、契約書の規定は原案のとおりとします。規定のとおり事前に協議は行います。
JK141	事業契約書(案)	23	第67条	第1項	(3)	本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除	貴市が第1項(3)の措置をとる場合の「市が認める条件」とは、事業者に過度の損害(別紙14で事業者負担とされている損害を超えるもの)が生じないような条件であることを規定していただけませんか。本条項は不可抗力時の対応を定めたものであり、事業者が過度の損害を負担するのは不合理と考えます。	別紙14は、不可抗力により、業務遂行につき費用が増加、あるいは損害が生じた場合の負担割合であり、本項(3)に規定する本契約上の地位を譲渡するに当たっての負担について定めるものではありません。不可抗力により本契約上の地位を譲渡する事態となった場合、市としても事業者に過度に負担を求める考えはありませんが、現時点で負担条件を規定できるものではありません。
JK142	事業契約書(案)	23	第67条	第3項		本施設等引渡し前の不可抗力による契約解除	貴市が一括払いを選択した場合には、これにより生じるブレイクファンディングコスト等の金融費用のうち、別紙14で事業者負担とされている範囲を超える費用は貴市のご負担となることを規定していただけませんか。第71条第2項においても同様です。	ブレイクファンディングコストについては、別紙14で”市が負担するとした割合”において、合理的な範囲で市が負担します。改めて規定はしません。
JK143	事業契約書(案)	24	第68条	第1項	(1)	本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等	法令変更又は不可抗力による場合を除外していただけるよう、条文を修正していただけませんか。	法令変更、不可抗力により業務が中断する事態を、”履行の怠り”とはしていません。よって修正しません。
JK144	事業契約書(案)	24	第68条	2	(1)	(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	当該事象による原状回復とは事業者の持ち込んだ備品等の撤去を示し、経年劣化は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。市が原状に回復の必要がないと認めたとき際にも事業者に対し、補償を求めることができるとありますが、どの様なケースを想定されているのでしょうか。	当該事象による原状回復とは、事業者の持ち込んだ備品等を撤去し、JK111の回答にある状態に復することを指します。後段の補償を求めるケースとは、例えば、当該事象が生じた時点では、原状回復の工事が市民の施設利用等の著しい妨げとなるため実施せず、将来に当該工事を実施する場合等を想定しています。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK145	事業契約書(案)	24	第68条	2	(6)	(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	「本事業の応募に関して重大な法令違反等」とありますが、現時点で想定している具体的事象をお教え下さい。	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することが判明した場合等を想定しています。
JK146	事業契約書(案)	24	第68条	3	(1)	(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	原状に回復の必要がないと市が認めたにも関わらず補償を求めることは過大な負担と思われれます。ご再考御願いたします。	JK144の回答をご参照ください。
JK147	事業契約書(案)	24	第68条	3	(1)	(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	「原状に回復することが著しく困難なとき、又はその必要がないと当該市が認めたときは、事業者に対し、原状回復費用に相当する金額の支払を求める等、市が相当と認める方法により補償を求めることができる。」とありますが、事業者の業務終了後に市側にてその対象部分施設を使用する場合は補償が発生しないことが妥当と判断します。修正の検討を御願いたします。	JK144の回答をご参照ください。
JK148	事業契約書(案)	25	第68条	6			「本事業契約が解除された場合」とは、事業契約の一部解除ではなく全部解除を指すものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK149	事業契約書(案)	25	第68条	7		(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	「市の維持管理・運営業務の一部」がとありますが、「事業者が指定管理者として行う維持管理・運営業務の一部」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
JK150	事業契約書(案)	25	第68条	8		(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	完工確認を受け、要求水準どおり本施設の引渡し(所有権は貴市にある状態)を実施したにもかかわらず、サービス購入料(設計・建設費相当分)残額の利息支払条件に経過利息Bを適用した根拠をご教示願います。 事業者の責による事業契約解除の際には、違約金等の罰則が適用されており、さらに割賦金利の減免まで適用されるとなると、金融機関への損害賠償等も発生するため、事業者にとって過度な負担となります。経過利息(A)を適用いただけないでしょうか。	経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。
JK151	事業契約書(案)	25	第68条	8		(本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	本項が維持管理・運営業務の一部が終了した場合も適用されるのは事業者にとって過度な要求であると料します。一部が終了した時点では、事業契約は継続しているものと考えられ、違約金等の罰則も適用されております。貴市が原状回復の必要がないと認めた場合には、本施設は貴市の所有物であることから経過利息(A)を適用いただけないでしょうか。	本項は、違約金・損害賠償額とサービス購入料(設計・建設費相当分)の残額とを相殺できる規定であり、違約金・損害賠償額にさらに上乗せしての負担を求めるものではなく、過度な要求とは考えません。 なお、相殺後の施設等整備費の残額支払いにかかる金利については、JK150の回答をご参照ください。
JK152	事業契約書(案)	25	第68条	8			本項は、本施設引渡し後についての規定ですので、引渡し時点ですでに決定されている基準金利ではなく、本工事着工時点を基準とする経過利息(B)を適用するというのは不適當なのではないのでしょうか。	JK150の回答をご参照ください。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK153	事業契約書(案)	25	第68条	第8項		本施設等引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消等	第8項は事業者にとって負担が大きく、また、事業者の資金調達が困難になりますので、削除していただけませんか。サービス購入料(設計・建設相当分)は、事業者が引き渡し時までにすでに行った業務に対する対価であり、引渡しが完了した後では、相殺、利息減額、繰り上げ弁済をされることなく満額が支払われるべきものと考えます。本条項は事業者帰責の場合の規定であることは承知していますが、そのペナルティは第6項や第7項に規定されており、更に第8項の負担は過分に感じられますので、削除の検討をお願いします。	JK150の回答をご参照ください。
JK154	事業契約書(案)	25	第69条	第2項		本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等	ここで定める「処置」とは、本指定取消・契約解除の他にどのようなものを想定されていますでしょうか。	本指定取り消し、契約解除を指します。
JK155	事業契約書(案)	25	第69条	第2項		本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等	事業者側から契約解除ができることを規定していただけませんか。	本条第1項に基づき事業者が市に対して本指定の取り消しを申し出、第2項に基づき市が処置を決定した場合、実質契約解除と同じと理解できますので、改めて規定はしません。
JK156	事業契約書(案)	25	第69条	4			本項は、本施設引渡し後についての規定ですので、引渡し時点ですでに決定されている基準金利ではなく、本工事着工時点を基準とする経過利息(A)を適用するというのは不適当なのではないのでしょうか。	経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。
JK157	事業契約書(案)	25	第69条	第4項		本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等	本項は「解除された場合」の規定ですが、解除されない場合はどの条項が適用されることとなりますでしょうか。	解除されない場合は、事業継続となりますので、解除に伴う増加費用も発生しないため、適用条項はありません。
JK158	事業契約書(案)	25	第69条	第4項		本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等	貴市が一括払いを選択した場合には、これにより生じるブレイクファンディングコスト等の金融費用は貴市のご負担となることを規定していただけませんか。	市としては、ブレイクファンディングコスト等の合理的な金融費用は当該解除に伴う増加費用に含むと理解しておるため、改めて規定することはしません。
JK159	事業契約書(案)	25	第69条	4		(本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	当該事象によるブレイクファンディングコストは市の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。(第70条2、第71条2も同様の理解で宜しいでしょうか)	合理的なものについては、ご理解のとおりです。
JK160	事業契約書(案)	25	第69条	4		(本施設等引渡し以後の市の責めに帰すべき事由による本指定の取消等)	増加費用には事業者の逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	逸失利益は含みません。
JK161	事業契約書(案)	25	第70条	第1項		本施設等引渡し以後の法令変更による本指定の取消等	貴市が第1項(1)~(2)のいずれの措置もとらない場合は、第77条が適用されて事業継続となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK162	事業契約書(案)	26	第70条	2			本項は、本施設引渡し後についての規定ですので、引渡し時点ですでに決定されている基準金利ではなく、本工事着工時点を基準とする経過利息(A)を適用するというのは不適当なのではないのでしょうか。	経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。
JK163	事業契約書(案)	26	第71条	第1項		本施設等引渡し以後の不可抗力による本指定の取消等	貴市が第1項(1)~(2)のいずれの措置もとらない場合は、第79条が適用されて事業継続となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK164	事業契約書(案)	26	第71条	2			本項は、本施設引渡し後についての規定ですので、引渡し時点ですでに決定されている基準金利ではなく、本工事着工時点を基準とする経過利息(A)を適用するというのは不適当なのではないでしょうか。	経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。
JK165	事業契約書(案)	27	第73条			終了手続の負担	貴市の帰責事由により契約が終了した場合は、「終了手続きに伴い発生する諸費用」は貴市の負担とすることを規定していただけないでしょうか。	終了に当たっての帰責事由によらず、終了手続きに伴い発生する諸費用は変わらないと想定できるため、規定はしません。
JK166	事業契約書(案)	28	第76条			契約保証金	契約保証金の納付に代わる担保として、金融機関や保証事業会社の保証を認めていただけませんか。	市が確実に認める金融機関や保証事業会社の保証は、履行保証保険の類型として認めています。
JK167	事業契約書(案)	29	第77条			(通知の付与及び協議)	事業者との合意が成立しない場合、市よりの対応方法により事業者が事業を継続させることになっていますが、市の対応方法により発生するリスクは市が負担するものと考えて宜しいでしょうか。	別紙14で”市が負担するとした場合”においては、合理的な範囲で市が負担します。
JK168	事業契約書(案)	29	第78条				本項の増加費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ブレイクファンディングコストについては、別紙14で”市が負担するとした場合”において、合理的な範囲で市が負担します。
JK169	事業契約書(案)	29	第80条				本項の増加費用については、合理的な範囲の金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ブレイクファンディングコストについては、別紙14で”市が負担するとした割合”において、合理的な範囲で市が負担します。
JK170	事業契約書(案)	30	第85条	第3項		株主・第三者割り当て	本条項の主旨は、「もし新株を発行するなら、発行後も構成員が過半の持分を維持すること」ということであって、新株発行は事業者の義務ではない、という理解でよろしいでしょうか。(読み方によっては、事業者が新株発行を約束しているようにも受け取れるため)	ご理解のとおりです。新株発行を求めているものではありません。
JK171	事業契約書(案)	30	第86条			財務諸表の提出	貴市が事業者の財務書類を公表するのはどのような場合にどのような方法を想定されていますでしょうか。	基本は公表するものと考えています。現在、公表方法等については未定ですが、ホームページ及び担当窓口にて公表することがあると考えています
JK172	事業契約書(案)	30	第86条			財務諸表の提出	本条により求められる財務書類は、①物品販売・飲食提供業務を含めないもの、及び②物品販売・飲食提供業務だけのもの、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK173	事業契約書(案)	30	第87条			秘密保持	コンサルタントだけでなく、株主と弁護士も秘密保持の対象から除外していただけないでしょうか。	弁護士は代理人に含みます。なお、1行目後半「相手方又は相手方の代理人若しくはコンサルタント以外の第三者・・・」を「株主、代理人若しくはコンサルタント以外の第三者・・・」と修正します。
JK174	事業契約書(案)	31	第91条			(協力義務)	貴市と協議の上、実施行為に費用が必要とされた場合は貴市にてご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	市では事業者が直接費用を負担することはないと考えていますが、市が事業者に依頼し、それにより直接費用が発生した場合は、ご理解のとおりです。なお、水路工事、ガス工事等の周辺工事等に伴う工事調整等は業務の一つであります。
JK175	事業契約書(案)	34	別紙1	16			「別紙12に定める割賦金利(但し、本工事着工時を基準とする。)」につき、本件着工時におけるどのような指標金利を基準とするのかについて、詳細を具体的に示し願えますでしょうか。	「入札説明書(添付資料2)サービス購入料の支払いについて7ページ 表中」に記載の基準金利と提案されたスプレッドの合計です。なお、経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK176	事業契約書(案)	34	別紙1	16			「別紙12に定める割賦金利」には提案スプレッドも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	JK175の回答をご参照ください。
JK177	事業契約書(案)	34	別紙1	16			経過利息(A)の割賦金利決定の基準を本工事着工時を基準とするとした場合、契約解除時のマーケットにおける実際の調達コストと大きく乖離してしまう恐れがあり(金利変動リスクが生じることとなる)、本件事業に係る合理的かつ適切なリスク評価に困難をきたすことになってしまうものと考えます。本施設引渡し前については、当該割賦金利決定の基準日を契約解除の通知日とする等により、できる限り契約解除時点の金利実勢に割賦金利の水準を合わせていただくよう再検討をお願いできませんでしょうか。	経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。
JK178	事業契約書(案)	34	別紙1	16			本施設引渡し後においては、本工事着工時を基準とするのではなく、引渡しの時点ですでに決定されている割賦金利に基づくことにすべきではないでしょうか。	JK177の回答をご参照ください。
JK179	事業契約書(案)	34	別紙1	16		経過利息(A)	ここでの割賦金利とは、「着工時のTSR15年スワップレート+事業者提案のスプレッド」のことでしょうか。	JK175の回答をご参照ください。
JK180	事業契約書(案)	34	別紙1	16		経過利息(A)	「経過利息(A)」は第69条～第71条においても適用されることになっていますが、これらの条項が適用されるのは引渡し後ですので、「経過利息(A)」は着工時を基準とするのではなく、引渡し時を基準とすることとしていただけませんかでしょうか。	JK177の回答をご参照ください。
JK181	事業契約書(案)	34	別紙1	17			比較する国債の種類にもよりますが、近似の期間の債券の利率と比較するとした場合、提案スプレッドも含む割賦金利と一般に信用リスクが極小とされる国債の利率とを比較することに、実際的な意味はあるのでしょうか。	経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。
JK182	事業契約書(案)	34	別紙1	17			指標として選択する国債の種類についてどのような想定をされていらっしゃるのかご教示ください。	JK181の回答をご参照ください。
JK183	事業契約書(案)	34	別紙1	17			「別紙12に定める割賦金利(但し、本工事着工時を基準とする。)」につき、本件着工時におけるどのような指標金利を基準とするのかについて、詳細を具体的にお示し願えますでしょうか。	JK181の回答をご参照ください。
JK184	事業契約書(案)	34	別紙1	17			「別紙12に定める割賦金利」には提案スプレッドも含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK185	事業契約書(案)	34	別紙1	17			経過利息(B)の割賦金利決定の基準を本工事着工時を基準とするとした場合、契約解除時のマーケットにおける実際の調達コストと大きく乖離してしまう恐れがあり(金利変動リスクが生じることとなる)、本件事業に係る合理的かつ適切なリスク評価に困難をきたすことになってしまうものと考えます。本施設引渡し前については、当該割賦金利決定の基準日を契約解除の通知日とする等により、できる限り契約解除時点の金利実勢に割賦金利の水準を合わせていただくよう再検討をお願いできませんでしょうか。	JK181の回答をご参照ください。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK186	事業契約書(案)	34	別紙1	17			本施設引渡し後においては、本工事着工時を基準とするのではなく、引渡しの時点ですでに決定されている基準金利に基づくことにすべきではないでしょうか。	JK181の回答をご参照ください。
JK187	事業契約書(案)	34	別紙1	17			経過利息(B)については、関連する条項の主旨から鑑みても、国債の利率ではなく割賦金利からスプレッド分を除いた基準金利とすることで十分なのではないのでしょうか。	JK181の回答をご参照ください。
JK188	事業契約書(案)	34	別紙1	17			経過利息(B)が国債金利となり金融機関の貸出金利を下回ることとなった場合、金融機関が、その差額の負担についてSPCに求めることについて、市として何ら妨げるものではないとの理解でよろしいのでしょうか。	JK181の回答をご参照ください。
JK189	事業契約書(案)	34	別紙1	17		経過利息(B)	国債の利率を適用するのではなく、事業者提案スプレッドを引き下げた利率を適用するよう、変更していただけませんか。国債の利率が適用される条件では、事業者がプロジェクトファイナンスで資金調達をする際の不確定要素となり、コストアップにつながります。	JK181の回答をご参照ください。
JK190	事業契約書(案)	34	別紙1	17		経過利息(B)	「経過利息(B)」は第68条においても適用されることになっていますが、同条が適用されるのは引渡し後ですので、「経過利息(B)」は着工時を基準とするのではなく、引渡時を基準とすることとしていただけませんか。	JK181の回答をご参照ください。
JK191	事業契約書(案)	34	別紙1			16. 経過利息(A) 17. 経過利息(B)	ここでの基準とは基準金利のことでしょうか。基準金利とした場合にこの基準金利は ①「入札説明書p39イ入札書(ア)」に示されている金利 ②「添付資料2サービス購入料の支払いについてp7(2) サービス購入料2基準金利」に示されている金利 ①②のいずれかをお願いします。  第64条～71条にて規定している経過利息についてのお考えも上記に基づきお願いします。	経過利息は「入札説明書等質問回答付属資料4 経過利息の修正」のとおり修正します。
JK192	事業契約書(案)	38	別紙1	64		本土地	本土地のうち、貴市が所有権ではなく使用収益権を有する部分もあるのでしょうか。	本土地については全て所有権です。
JK193	事業契約書(案)	42	別紙4	第5条		瑕疵担保	土地の瑕疵による損害、損失及び費用は貴市の負担となるよう、本条を修正していただけませんか。	当該土地無償貸付契約第5条は、本事業契約第22条第3項の規定を除外しておりますので、このままとします。
JK194	事業契約書(案)	42	別紙4			前文	「本書末尾記載の土地」とありますが、末尾に土地の記載がありませんのでご提示いただけませんか。	ご提示します。
JK195	事業契約書(案)	43	別紙4	第7条	第2項	保安全管理義務等	「本事業契約の定めに従う」とは、本条項においては事業契約の不可効力に関する規定に従う、という理解でよろしいでしょうか。	必ずしも不可抗力の場面に限定されていません。
JK196	事業契約書(案)	61	別紙12			別紙12サービス購入料の支払について	ここに記載されるサービス購入料2の割賦金利は契約時には「入札説明書p39イ入札書(ア)」に示されている金利に基づき作成し、施設引渡しの2営業日前に基準金利が確定した後に再作成されるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■別添資料5 事業契約書(案)

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
JK197	事業契約書(案)	63	別紙14	1		(法令変更による増加費用)	法令変更が生じた場合については、貴市と協議の機会を設けていただき、本事業への影響度につき双方合意の上で、別紙14の規定に基づき費用負担を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK198	事業契約書(案)	63	別紙14	2		(不可抗力)	本項では、事業費用又は損害が事業者が生じた場合と第三者が生じた場合に区分して記載がありますが、事業者が負担する不可抗力における最大費用は、設計・建設期間中は同期間中累計で、サービス購入料の100分の2まで、維持管理運営期間は事業年度中の累計で、サービス購入料の1年度分の100分の2までとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
JK199	事業契約書(案)	64	2	(2)	2)	不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	維持管理期間において、本施設等の維持管理期間中に不可抗力が生じ、本施設等の維持管理につき第三者に損害が発生した場合とは、具体的にどのような場合を想定しているかご教示願います。	不可抗力であり、具体的な想定はありませんが、地震等自然災害が発生し、壁等の崩落(建物に瑕疵があった場合、管理に問題があった場合を除く)により利用者が怪我をした場合等を想定しています。
JK200	事業契約書(案)	65	別紙15	5			冒頭に「事業者」とありますが、これは「PFI事業者」となりますでしょうか。	ご指摘のとおりです。修正します。
JK201	事業契約書(案)	63、64	2			不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	事業者が負担する額は、「(1)増加費用又は損害が事業者が生じた場合」及び「(2)損害が第三者が生じた場合」を合わせて、「当該不可抗力の発生した事業年度内の累計で、サービス購入料の1年分に相当する額の100分の1」まで負担すると理解して宜しいでしょうか。	JK198の回答をご参照ください。
JK202	事業契約書(案)	63、64	2			不可抗力による増加費用及び損害の負担割合	不可抗力による増額費用を「(1)増加費用又は損害が事業者が生じた場合」と「(2)損害が第三者が生じた場合」とに場合分けをするのであれば、不可抗力による増額費及び損害の事業者の負担方法を、1事象毎に100分の1まで負担し、かつ、事業者が事業計画を立てやすくするため、年間の費用負担上限を累計で当該サービス購入料の1年分に相当する額の100分の1」までと修正願いませんかでしょうか。	JK198の回答をご参照ください。